

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和4年3月31日

徳島市監査委員	尾田正則
同	藤原晃
同	岡南均
同	土井昭一

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

- 1 監査対象団体 徳島都市開発株式会社
(出資、財政援助(貸付金)団体及び公の施設の指定管理者)
- 2 所管部課 企画政策部 都市計画課
経済部 にぎわい交流課
- 3 対象期間等 令和3年4月1日から12月31日までに執行した出資、貸付金及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務
- 4 監査対象団体の概要
 - (1) 目的 徳島駅前西地区市街地再開発事業の推進に協力し、かつ当該事業により建築される施設、建築物に関して合理的な管理・運営を行う。
 - (2) 設立年月日 昭和54年3月1日
 - (3) 事務所 徳島市元町1丁目24番地
 - (4) 役員数 13人(常勤役員3人、社員9人、契約社員1人)
 - (5) 徳島市出資額 650,000,000円(徳島市出資比率53.7%)
 - (6) 徳島市貸付金 2,117,516,000円(令和3年12月末現在)
 - (7) 指定管理
 - ア 施設名 徳島市営徳島駅前西地下駐車場
 - イ 指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
 - ウ 指定管理料 なし(管理経費は利用料金を充当)
 - (8) 事業の内容
 - ア 不動産の取得・処分
 - イ 不動産の賃貸・仲介
 - ウ 不動産の維持管理
 - エ 駐車場の管理及び運営
 - オ 衣料品、その他日用雑貨品及び清涼飲料、その他飲食物、生鮮食料品、一般食料品

- 並びに植木、園芸品、専売品の販売
- カ 娯楽遊戯施設、催し場及び喫茶飲食店の経営
 - キ 宣伝広告及びその代理業
 - ク 金融の斡旋及び保証
 - ケ 生命保険の募集に関する業務、損害保険代理業及び受託業務
 - コ 商品販売促進のための調査・企画及び指導に関する業務
 - サ エレベーターの保守保全サービス
 - シ 市街地整備等のまちづくりに関する企画・調査・情報提供・事業推進業務
 - ス 地域活性化のための各種事業の実施及び受託業務
 - セ その他これらに付帯する事業

第2 監査の実施期間

令和4年1月19日から3月28日まで

第3 監査の方法

出資の目的に沿って事業が適切に運営されているか、出資、貸付金及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとともに、関係社員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

第4 監査の結果

令和3年12月末時点の試算表においては、未払金の中に(株)そごう・西武への保証金等1,249百万円が含まれており、返済については交渉中である。また、借入金等の返済については、金融機関等との契約条件の変更等が一部未確定である。これらの点を鑑みると、当法人には重要な不確実性が存在している。

また、当法人は債務超過であるため、総務省からの通知「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（平成30年2月20日付け総財公第26号総務省自治財政局公営企業課長通知）に基づいて、市は速やかに経営健全化方針を策定し、当該方針に基づく取組を実施し、公表していくよう努められたい。

なお、徳島都市開発株式会社の出資、貸付金及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されており、軽易な指摘事項については、口頭により市に対し改善及び団体への適切な指導を求めた。